

経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ  
商取引監督課 割賦販売法担当 御中

「割賦販売法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見

平成29年9月27日

[氏名]	特定非営利活動法人 消費者機構日本 専務理事 磯辺浩一
[住所]	東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階
[電話番号]	03-5212-3066
[FAX番号]	03-5216-6077
[電子メールアドレス]	webmaster@coj.gr.jp
<b>支払可能見込額の調査義務について（省令40条，72条関係）</b> <b>【意見内容】</b> 包括支払可能見込額の調査における年収の算定対象について、改正省令40条は「特定配偶者」の定義から「年収103万円以下の者」という限定を撤廃し、かつ「主として配偶者の収入またはその収入及びその配偶者の収入により生計を維持している者」（つまり共稼ぎ夫婦はこれに該当する）という定義に拡大したうえで、「特定配偶者」に対する与信調査においては他方配偶者の同意なく申込人と他方配偶者の年収を合算できるとしているが、反対する。 <b>【理由】</b> 改正省令40条において、これまでは、いわゆる専業主婦などの他方配偶者の家計管理を担っていることが通例であると解して、例外的に、他方配偶者の同意なくその年収を算定することができるとしていたはずである。 本改正省令の内容では、個人に対する与信審査の原則を崩すことになるため、多重債務の防止の観点からも反対する。	